3　申請の時期

⑴　定期の申請にあっては、インターネットの使用により令和２年12月１日から令和３年１月15日までに、次のアドレスにアクセスして、申請用データを送信することとする。

建設工事　https://www.pqr.mlit.go.jp/

測量等　https://www.pqrc.mlit.go.jp/

ただし、4⑵①㈠～㈦に掲げる書面を添付する場合の申請及び10に掲げる場合の申請ついては、令和２年12月１日から令和３年１月15日まで（当日消印有効）の間に郵送（書留郵便に限る。以下同じ。）するものとする。

⑵　随時の申請時期は、令和３年１月16日以降とする。

4　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　当省所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事、測量等）」（以下「申請書」という。）は、別記１に掲げる場所において、一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする者に配布する。

また、インターネットを使用して申請をする者は、3⑴に掲げるアドレスにアクセスし、令和２年11月２日から令和２年12月28日までにパスワードの請求手続きを行い、入手したパスワードを用いて令和２年11月２日から令和３年１月15日までに申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードして得るものとする。

⑵　申請書の作成方法　申請書及びその添付書類（以下「申請書類」という。）は、次のとおりとする。

①　建設工事

㈠　申請書

㈡　業態調書

㈢　営業所一覧表

㈣　総合評定値通知書の写し（平成20年国土交通省告示第85号第一の四の１㈠に規定する雇用保険（以下「雇用保険」という。）、㈡に規定する健康保険（以下「健康保険」という。）及び㈢に規定する厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証明する書類）

㈤　国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３）、国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３の２）、国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３の３）のいずれか

㈥　申請者が共同企業体等である場合には建設共同企業体協定書の写し及び共同企業体等調書

㈦　申請者が合併新設会社又は合併存続会社で合併後５年未満の場合には当該事実を証明する書類

㈧　グループ経営事項審査及び持株会社経営事項審査の結果に基づく申請の場合には企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書

㈨　行政書士等の代理申請による場合には委任状

②　測量等

㈠　申請書

㈡　技術者経歴書

㈢　営業所一覧表

㈣　登記事項証明書

㈤　登録証明書

㈥　財務諸表類

㈦　国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３）、国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３の２）、国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３の３）のいずれか

㈧　行政書士等の代理申請による場合には委任状

⑶　申請書類の提出方法　申請者（建設工事の申請者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）は、持参又は郵送（定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査にあって、4⑵①㈠～㈦に掲げる書面を添付する場合の申請及び10に掲げる場合の申請ついては郵送）により申請書を提出するときは、次のとおりとする。

①　別記２に掲げる部局のうち１の部局のみを希望する場合には、当該部局の受付窓口に提出すること。

②　別記２に掲げる部局のうち２以上の部局を希望する場合には、国土交通省大臣官房会計課契約制度管理室に提出すること。

⑷　申請書類の作成に用いる言語

①　申請書類は、日本語で作成すること。なお、外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

②　申請書類中の、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本通貨に換算し、記載すること。

⑸　資格審査申請に関する問い合わせ先　国土交通省大臣官房会計課契約制度管理室契約制度管理係　東京都千代田区霞が関２－１－３中央合同庁舎第３号館５階　電話03―5253―8111　内線21834

5　競争に参加することができない者

（共通事項）

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。）第70条の規定に該当する者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予算決算及び会計令第71条第１項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者

⑶　経営状況が著しく不健全であると認められる者

⑷　建設工事、測量等に関し、法律上必要とする資格を有していない者

⑸　申請書及び添付書類（インターネット受付に係る申請データを含む。）の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、又は記載をしなかった者

（建設工事）

建設業法第３条の規定による許可及び同法第27条の23第２項に規定する経営事項審査（定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請にあっては経営事項審査の告示第一の一の２に規定する審査基準日が平成30年10月29日より後のもの、随時の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請にあっては経営事項審査の告示第一の一の２に規定する審査基準日が一般競（指名競争）参加資格審査の申請をする日の１年７月前の日より後のものに限る。）を受けていない者

6　競争参加者の資格及びその審査

⑴　競争に参加できる者の資格審査は、別記３・４の項目ごとの実数に基づき付与点数を算定し、その合計点をもって行う。

⑵　競争に参加できる者の資格は、上記⑴の合計点により別記５の区分に基づいて格付けする。

7　資格審査結果の通知

「資格決定通知書」により通知（郵送）する。

8　資格の有効期間及び更新手続

⑴　競争参加資格の有効期間　資格決定の日から令和５年３月31日までとする。

⑵　有効期間の更新手続　上記⑴の有効期間の更新を希望する者は、令和４年10月中に令和５・６年度の資格審査の公示を予定しているので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

9　競争参加資格を有する者の名簿の閲覧先

別記２に掲げる部局の閲覧窓口とする。

10　会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い

建設工事及び測量等の一般競争（指名競争）参加資格があるとの決定を受けている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者（以下両手続開始の決定を受けた者を「更生手続等開始決定者」という。）は、各部局の長が定める手続きにより再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

なお、更生手続等開始決定者は、再度の一般競争参加資格の決定を受けていないときは、一般競争において競争参加資格があることの確認がなされない場合がある。

11　新型コロナウイルス感染症に係る一般競争参加資格審査の特例

⑴　新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第１条の２第１項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者であって、事業年度が令和元年10月